誠意ヲ以テ交渉ニ當リ圓滿ナル解決ヲ期スルコト

二、十一月二十日ヨリ本日迄ニ數回ニ亘リ團體交渉ヲ行ヒタル結果別紙協定書ノ通リ解決ヲ見タリ

三、本件ニ關シ組合ハ爾後一切ノ爭議行爲ヲ行ハザルコト

四、協定書ノ調印ハ十一月二十日午後一時ヨリ會社ニ於テ行フコト

五、本件ニ關スル費用ハ各自辨償トスルコト

六、本協定ハ十一月二十日ヨリ實施スルコト

七、本協定ハ昭和二十一年十一月二十日迄有效トスルコト

（協調會勞働課）